

児童福祉サービス(障害児通所支援サービス)について



サービスの内容

● 児童発達支援

就学前の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知能技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

● 放課後等デイサービス

就学中の障がい児を対象に、授業の終了後や休業日に施設へ通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

● 保育所等訪問支援

保育所などを現在利用している障がい児、又は利用する予定のある障がい児を対象に、保育所等で集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

【日田市内の事業所】

*サービスの負担金は、所得に応じて決定します。

| | 児童発達支援 | 放課後等デイサービス | 保育所等訪問支援 | 電話 (市外局番 0973) | 住所 |
|-----------------|--------|------------|----------|-------------------|-------------------|
| こども発達支援センター「銀河」 | ○ | ○ | | 26-3111 | 中釣町 485-3 |
| こどもデイサービス ぴーす | ○ | ○ | | 24-2451 | 淡窓 1 丁目 53-5 |
| あしすと・プラス+ | | ○ | | 29-8390 | 三本松新町 7 番 7 号 |
| 放課後デイサービス にじっこ | | ○ | | 28-6775 | 日ノ隈町 196-6 |
| 児童発達支援センター び〜と | ○ | ○ | | 28-5626 | 吹上町 1182 |
| ことばひろば | ○ | ○ | ○ | 23-6100 | 新治町 189-5 |
| さわやか愛の家 ひた館 | ○ | ○ | | 25-5002 | 田島 1 丁目 7 番 184 号 |
| こどもプラス日田教室 | | ○ | | 29-8707 | 元町 18-18 |
| アンジン | ○ | ○ | ○ | 24-9597 | 財津町 2669-1 |
| まるさんかくしかく | ○ | ○ | ○ | 28-8180 | 大字庄手 349-1 |

障害児通所支援サービスの対象

● 障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳)をお持ちの児童

● 児童相談所や医療機関から意見書等で、療育の必要性を認められた児童

*障がいや診断名がなくても、支援の必要性が認められれば対象となります

相談支援事業所

福祉サービス利用の相談やサービスの利用計画の作成等を行います。 *相談や計画作成の費用は無料

【日田市内の事業所】

| | | |
|--------------|------------------|--------------------------|
| *Beeすけっと | Tel0973-27-6251 | 日田市淡窓 1 丁目 2-5 |
| *はぎの | Tel0973-24-2451 | 日田市淡窓 1 丁目 53-5 |
| *ポノ | Tel0973-28-5384 | 日田市田島本町 5-30 第 2 エビル 2 号 |
| *五蘊の風 | Tel0973-28-5800 | 日田市大字庄手 444-2 |
| *エレン | Tel080-1762-7746 | 日田市大字石井 1305-17 |
| *アンジン plus 1 | Tel0973-24-9597 | 日田市大字三和 2669-1 (財津町) |



児童通所福祉サービスの利用の流れ



相談・申請

- 相談支援事業者や市の福祉支援課(障害福祉係)に相談することができます。
- サービスの利用を希望する場合は、市の福祉支援課(障害福祉係)窓口で申請することができます。(※申請は、原則として保護者が行います。)

市の職員と面接

- 支援の必要性を把握のために、聞き取り調査が行われます。
(内容:お子さんの心身の状況、置かれている環境、保護者の状況、他のサービスの利用状況など)



相談支援事業所と話し合う

- 相談支援事業所と保護者が話し合い「障害児支援利用計画・案」を作成します。
*保護者などによる作成も可能。 *計画案は、市へ提出します。

支給決定後、受給者証が届く

- 市では、お子さんの状況や保護者の意向、児童相談所などの意見、障害児支援利用計画案などを踏まえ、サービスの支給の要否や支給量、支給期間、負担金などを決定し、申請者に通知します。

相談支援事業所や利用事業所と話し合う

- 決定した内容に基づき、相談支援事業所や利用事業所と話し合い、「障害児支援利用計画」を作成します。 *保護者などによる作成も可能 *計画は、市へ提出します。

サービスの利用開始

- サービス提供事業所と契約を結び、サービスの利用を開始します。



サービスの利用途中

- サービスの量や内容等については、利用開始後も一定の期間ごとに確認(モニタリング)を行い、必要に応じて見直しを行います。

問合せ先:日田市役所 福祉支援課(障害福祉係) TEL0973-22-8290